

広島市報

定期第1045号
平成29年6月30日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新 2件..... 3
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 5
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定..... 5
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定..... 6
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定..... 6
- 介護保険法による指定事業者の指定..... 6
- 出納員の事務の一部委任..... 7
- 出納員の事務の一部委任の解除..... 7
- 出納員の事務の一部委任 2件..... 8
- 市営住宅等附設駐車場の区画廃止..... 9
- 自転車等の所有権の取得..... 9
- 広島圏都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則による下水道事業受益者申告書の提出期限..... 9
- 出納員の事務の一部委任..... 9
- 公共下水道の供用開始..... 9
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始..... 10
- 農業集落排水処理施設の供用開始..... 10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の意見書の提出 2件..... 10
- 広島市国民健康保険条例による平成29年度の被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の決定..... 11
- 広島市国民健康保険条例による平成29年度の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の決定..... 11
- 広島市国民健康保険条例による平成29年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率の決定..... 12

- 広島市国民健康保険条例による平成29年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額の決定..... 12
- 広島市国民健康保険条例による平成29年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額の決定..... 12
- 広島市国民健康保険条例による平成29年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額の決定..... 13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出..... 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新 2件..... 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定..... 15
- 自転車等の所有権の取得..... 15
- 開発行為に関する工事の完了..... 15
- 出納員の事務の一部委任..... 16
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定..... 16
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取り消し..... 16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止..... 16
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止..... 17
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止..... 17
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止..... 17
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止..... 18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(中区)..... 18

○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	18	更，廃止（西区）.....	25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	19	○放置自転車等の撤去（西区） 3件.....	25
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....	19	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	19	○上中調子町内会の告示事項の変更（安佐南区）.....	26
○放置自転車等の撤去（中区） 5件.....	19	○建築基準法による道路の指定（安佐南区）.....	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	20	○葵之荘団地町内会の告示事項の変更（安佐南区）.....	26
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	20	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	20	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）.....	26
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....	20	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	20	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 3件.....	26
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	21	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件.....	21	○道路法による事業計画のある道路を建築基準法に規定する道路と指定（安佐北区）.....	27
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	21	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....	27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	21	○都市計画法による事業計画のある道路を建築基準法に規定する道路と指定（安佐北区）.....	27
○放置自転車等の撤去（中区）.....	21	○小越団地自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....	28
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	21	○放置自転車等の撤去（安佐北区）.....	28
○放置自転車等の撤去（中区）.....	22	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....	28
○放置自転車の撤去（東区） 2件.....	22	○放置自転車等の撤去（安芸区）.....	28
○観音原自治会の告示事項の変更（東区）.....	22	○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....	28
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....	22	○放置自転車の撤去（安芸区）.....	28
○放置自転車の撤去（東区）.....	22	○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....	28
○中山中組町内会の告示事項の変更（東区）.....	22	○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....	28
○放置自転車の撤去（東区）.....	22	○放置自転車の撤去（安芸区）.....	29
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....	23	○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....	29
○放置自転車の撤去（東区）.....	23	○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....	29
○放置自転車等の撤去（南区）.....	23	○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....	29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	23	○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....	29
○放置自転車等の撤去（南区）.....	23	○五月が丘連合町内会の告示事項の変更（佐伯区）.....	29
○区出納員事務の一部委任（南区） 2件.....	23	○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....	29
○放置自転車等の撤去（南区） 5件.....	24	○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区） 2件.....	29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	24	○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....	30
○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....	24		
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	24		
○放置自転車等の撤去（南区）.....	24		
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	24		
○放置自転車等の撤去（西区） 5件.....	25		
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変			

- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....30
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....30
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....30
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....30
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....30

区 告 示

- 自動車臨時運行許可番号標の失効（中区）.....30
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（東区）.....31
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（佐伯区）.....31

公 告

- 広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の事業計画の変更.....31

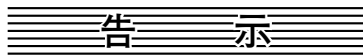
区 選 管 告 示

- 平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況（中区）.....31
- 平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況（東区）.....31
- 平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況（西区）.....31
- 平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況（安芸区）.....31
- 平成28年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（安芸区）.....31

教育委員会告示

- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....32

正 誤



広島市告示第234号

平成29年5月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
医療法人財団愛人会 河村内科消化器クリニック	広島市中区大手町一丁目4-11	平成29年4月1日	平成35年3月31日

くろせ皮フ科	広島市中区基町6-27	平成29年4月1日	平成35年3月31日
山村クリニック	広島市中区紙屋町二丁目2-6	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人社団青野整形外科	広島市中区八丁堀11-19	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人社団つばさ会 横山内科クリニック	広島市中区西十日市町1-5	平成29年4月1日	平成35年3月31日
セントラル眼科	広島市中区基町6-27広島センタービル8F	平成29年4月1日	平成35年3月31日
沢崎産婦人科医院	広島市中区江波東一丁目12-36	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人 おかもと整形外科クリニック	広島市東区温品七丁目5-26	平成29年4月1日	平成35年3月31日
谷本クリニック	広島市東区尾長東二丁目5-4	平成29年4月1日	平成35年3月31日
小田内科クリニック	広島市東区曙五丁目3-26	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人 松本クリニック	広島市南区猿猴橋町2-11	平成29年4月1日	平成35年3月31日
伊達眼科医院	広島市南区松原町2-37	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人いずみ会 藤井循環器内科	広島市南区宇品神田二丁目14-24	平成29年4月1日	平成35年3月31日
あずまクリニック放射線科内科	広島市南区段原一丁目8-1	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人社団保志会 福永循環器・内科	広島市南区段原南二丁目3-23	平成29年4月1日	平成35年3月31日
川本耳鼻咽喉科医院	広島市南区宇品神田一丁目1-3	平成29年4月1日	平成35年3月31日
田村医院	広島市南区宇品海岸二丁目12-25	平成29年4月1日	平成35年3月31日
宮本形成外科	広島市南区段原南二丁目3-22	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人凜りしき手 真田整形外科リハビリ科	広島市南区翠一丁目2-26	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院	広島市南区比治山本町11-27	平成29年4月1日	平成35年3月31日
医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院	広島市南区比治山本町11-27	平成29年4月1日	平成35年3月31日
ふるたに歯科	広島市南区段原南二丁目12-25	平成29年4月1日	平成35年3月31日
もみじ薬局	広島市南区松原町2-37アッセ615	平成29年4月1日	平成35年3月31日
トータス薬局比治山店	広島市南区比治山本町11-18	平成29年4月1日	平成35年3月31日

明海耳鼻咽喉科 医院	広島市西区古江 新町 13-36	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
医療法人 隅田 耳鼻咽喉科医院	広島市西区己斐 本町三丁目 1- 3	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
医療法人社団公 仁会 横殿順記 念病院	広島市西区横川 新町 8-21	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
いとう歯科	広島市西区庚午 北二丁目 6-6	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
オニタケ薬局	広島市西区天満 町 4-13	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
ゆすず薬局	広島市西区井口 三丁目 10-2 3 アレスコスモ ビル 1F	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
舂本産婦人科医 院	広島市安佐南区 相田二丁目 7- 22	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
医療法人フルラ イフ かとうク リニック	広島市安佐南区 八木二丁目 3- 6	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
医療法人青心会 こころ歯科ク リニック	広島市安佐南区 伴南四丁目 20 -6	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
康仁薬局大町店	広島市安佐南区 大町東一丁目 8 -25	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
中筋薬局	広島市安佐南区 中筋二丁目 7- 15 アヴァンセ 中筋	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
オール薬局 山 本店	広島市安佐南区 山本一丁目 11 -10	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
中村整形外科医 院	広島市安佐北区 三入一丁目 6- 1	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
広島市北部こど も療育センター 附属診療所	広島市安佐北区 可部南五丁目 8 -70	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
医療法人社団 高陽耳鼻咽喉科	広島市安佐北区 亀崎一丁目 2- 4	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
医療法人社団恵 正会 二宮内科	広島市安佐北区 可部五丁目 14 -16	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
あきやぐち薬局	広島市安佐北区 口田一丁目 15 -11	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
医療法人社団ス マイル 広島ベ イクリニック	広島市安芸区矢 野新町二丁目 2 -19	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
山下外科医院	広島市佐伯区五 日市中央五丁目 13-25	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
医療法人社団 かねみつ整形外 科医院	広島市佐伯区八 幡東三丁目 25 -17	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
広島グリーンヒ ル病院	広島市佐伯区五 日市町下河内 1 88-6	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日

長西耳鼻咽喉科 医院	広島市佐伯区五 日市駅前一丁目 11-37	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
野島内科医院	広島市佐伯区五 日市二丁目 9- 4	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
甲野歯科医院	広島市佐伯区城 山一丁目 15- 8	平成 29 年 4 月 9 日	平成 35 年 4 月 8 日
椋林歯科医院	広島市佐伯区海 老園一丁目 5- 51 桂ビル 2F	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日

広島市告示第 235 号

平成 29 年 5 月 1 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残
留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30
号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当
する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活
保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
小川内科	広島市中区江波 西二丁目 33- 20	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
おさだメンタル クリニック	広島市中区袋町 1-4 Namiki K2 2 F	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
桜クリニック	広島市中区上職 町 5-15-3 02	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
吉田内科・循環 器科	広島市中区胡町 4-28	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
野間眼科医院	広島市中区国泰 寺町二丁目 4- 18	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
門前歯科医院	広島市中区東千 田町一丁目 1- 38	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
辻歯科医院	広島市中区基町 13-13 広島 ビル 5F	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
広島中央矯正歯 科	広島市中区八丁 堀 11-10 KS ビル 5F	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
芦浦歯科医院	広島市中区胡町 6-26 福屋 1 1F	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
沖デンタルクリ ニック	広島市中区八丁 堀 12-4 わか ばビル 4F	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
寺町漢方薬局	広島市中区広瀬 北町 8-2	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
加藤調剤薬局	広島市中区橋本 町 6-3	平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日

水入クリニック	広島市東区牛田早稲田一丁目23-8	平成29年4月1日	平成35年3月31日
吉本脳神経外科内科医院	広島市東区牛田中一丁目6-12	平成29年4月1日	平成35年3月31日
高山歯科	広島市東区温品七丁目18-4-201	平成29年4月1日	平成35年3月31日
矢賀駅前歯科医院	広島市東区矢賀四丁目11-28	平成29年4月1日	平成35年3月31日
駅ビルクリニック	広島市南区松原町2-37-618	平成29年4月1日	平成35年3月31日
倉信整形外科クリニック	広島市南区宇品御幸五丁目5-3	平成29年4月1日	平成35年3月31日
ふたば皮膚科	広島市南区松原町9-1	平成29年4月1日	平成35年3月31日
八幡内科	広島市南区松原町9-1 福屋広島駅前店10F	平成29年4月1日	平成35年3月31日
あい歯科	広島市南区京橋町7-18	平成29年4月1日	平成35年3月31日
広島駅ビル歯科医院	広島市南区松原町2-37 6F	平成29年4月1日	平成35年3月31日
みささ内科消化器科クリニック	広島市西区三篠北町19-27	平成29年4月1日	平成35年3月31日
高見内科	広島市西区草津南一丁目7-10	平成29年4月1日	平成35年3月31日
前川整形外科	広島市西区南観音町18-6	平成29年4月1日	平成35年3月31日
原田歯科医院	広島市西区観音新町二丁目2-7	平成29年4月1日	平成35年3月31日
ピノキオ歯科医院	広島市西区己斐本町一丁目23-18	平成29年4月1日	平成35年3月31日
福島歯科医院	広島市西区三篠町三丁目20-10	平成29年4月1日	平成35年3月31日
中谷歯科医院	広島市西区横川町二丁目5-12 中谷ビル2F	平成29年4月1日	平成35年3月31日
吉岡歯科医院	広島市西区観音本町一丁目2-6	平成29年4月1日	平成35年3月31日
高橋歯科医院	広島市西区上天満町4-2 中村ビル102	平成29年4月1日	平成35年3月31日
緑井レディースクリニック	広島市安佐南区緑井一丁目5-1-302	平成29年4月1日	平成35年3月31日
富士田循環器科内科	広島市安佐南区中筋三丁目27-16	平成29年4月1日	平成35年3月31日
藤武眼科	広島市安佐南区沼田町大字伴5840-1	平成29年4月1日	平成35年3月31日

にしだ耳鼻咽喉科	広島市安佐南区高取北一丁目4-25 ジョイパレス高取駅前2F	平成29年4月1日	平成35年3月31日
高崎歯科医院	広島市安佐南区川内五丁目21-21	平成29年4月1日	平成35年3月31日
清水歯科医院	広島市安佐南区上安二丁目16-19-301	平成29年4月1日	平成35年3月31日
山岡歯科医院	広島市安佐北区三入一丁目26-20	平成29年4月1日	平成35年3月31日
なかやま歯科	広島市安佐北区可部三丁目6-10	平成29年4月1日	平成35年3月31日
宮木歯科医院	広島市安芸区中野二丁目17-16	平成29年4月1日	平成35年3月31日
石津歯科医院	広島市安芸区瀬野二丁目14-4	平成29年4月1日	平成35年3月31日
五日市やまもと眼科	広島市佐伯区五日市駅前二丁目18-32	平成29年4月1日	平成35年3月31日
岡田歯科医院	広島市佐伯区五月が丘三丁目1-36	平成29年4月1日	平成35年3月31日
三浦歯科医院	広島市佐伯区海老園二丁目10-21	平成29年4月1日	平成35年3月31日

広島市告示第236号

平成29年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年5月1日

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社河村福祉サービス	かわむらケアプランセンター	広島市西区南観音五丁目6番32号	居宅介護支援

広島市告示第237号

平成29年5月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法

第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年5月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		サービスの種類
	株式会社 Natural Care & Life	リハビリ訪問看護ステーションのの花	
株式会社エルジーティー	訪問看護ステーションファインネス	広島市佐伯区楽々園三丁目9番6号コープ大和103号室	訪問看護及び介護予防訪問看護
ヤマネホールディングス株式会社	デイサービスきたえるーむ広島観音	広島市西区観音本町二丁目2番5号	通所介護
株式会社L.S.I.	デイサービスセンターかがやき安佐南	広島市安佐南区東野二丁目18番6号	通所介護
株式会社L.S.I.	デイサービスセンターかがやき安佐南	広島市安佐南区東野二丁目18番6号	介護予防通所介護
社会福祉法人フェニックス	FlowSalon かんべ	広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-9号	介護予防通所介護
社会福祉法人三篠会	ユニット型(介護予防)短期入所生活介護三篠園	広島市安佐北区白木町大字井原1244番地	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
株式会社ニックス	レスパイトケア住マイル安芸	広島市安芸区船越南三丁目1番30号海田シティホテル内2F	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
株式会社はれコーポレーション	あいらの杜 広島戸坂	広島市東区戸坂大上三丁目2番22号	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

広島市告示第238号

平成29年5月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年5月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		サービスの種類

社会福祉法人フェニックス	FlowSalon かんべ	広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-9号	地域密着型通所介護
株式会社松広	小規模多機能ホームおおまち	広島市安佐南区大町東二丁目11番4-2号	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

広島市告示第239号

平成29年5月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、次に掲げる施設を指定介護老人福祉施設として指定したので、同法第93条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年5月1日

広島市長 松井一實

開設者 名称	施設 名称 所在地		サービスの種類
	社会福祉法人三篠会	ユニット型特別養護老人ホーム三篠園	

広島市告示第240号

平成29年5月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に關する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 平成29年5月1日

広島市長 松井一實

開設者 名称	施設 名称 所在地		サービスの種類
	株式会社ウエルネット	やまびこ訪問介護事業所	
有限会社花の木会	訪問介護事業所花の木	広島市中区幟町14番2号ウエセン幟町101	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
合同会社ブライトネス	訪問介護ゆえん	広島市中区鉄砲町6番2号6F	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
イベイション株式会社	みどりの風サービスセンター	広島市中区舟入本町16番14号進藤ビル1F	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社ユカワ	ヘルパーステーション心愛	広島市中区田中町5番23号第3田中町山本ビル603号	生活援助特化型訪問サービス

株式会社広島総合コンサルタント	まどころ訪問介護事業所	広島市南区向洋新町二丁目2番16号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社OFFICE・NAO	介護ステーションハーモニー	広島市南区皆実町三丁目1番18号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社ダッシュ	ヘルパーステーション花梨	広島市南区宇品西三丁目1番39-1203号	生活援助特化型訪問サービス
有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーションていーだ	広島市西区南観音六丁目9番23号ウエストビル102	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
プロジェクトケンコー株式会社	アイ・アイ介護センター	広島市西区三滝町2番7号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
有限会社ファミリーケア	ファミリーケア訪問介護事業所	広島市安佐南区伴中央六丁目16番44-3号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社カジカワ	はなまる訪問介護サービス	広島市安佐南区大町西三丁目11番45-3号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
有限会社エムエヌティー	訪問介護事業所がんじゅう	広島市安佐南区伴東一丁目12番17号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社良隣	訪問介護事業所となり	広島市安佐南区西原二丁目26番13号ポー・ソレイユ・オキ103	生活援助特化型訪問サービス
社会福祉法人恩賜財団済生会支部広島県済生会	「たかね荘」ホームヘルプサービス	安芸郡坂町北新地二丁目3番10号	訪問介護サービス
株式会社プライマリ・ケア	あるケア	広島市南区皆実町一丁目19番5号	1日型デイサービス
株式会社プライマリ・ケア	あるケア	広島市南区皆実町一丁目19番5号	短時間型デイサービス
株式会社ユカワ	デイサービスおかげさま	広島市南区宇品西一丁目2番30号	1日型デイサービス
有限会社楽園	デイサービスセンター楽園	広島市南区比治山本町7番3号	1日型デイサービス
株式会社ファイト	リハビリド井口	広島市西区井口五丁目29番3号	1日型デイサービス
株式会社L.S.I.	デイサービスセンターかがやき安佐南	広島市安佐南区東野二丁目18番6号	1日型デイサービス
株式会社サルート	デイサービスセンターとまとふるいち	広島市安佐南区古市三丁目3番11号	短時間型デイサービス
医療法人おきた内科クリニック	デイサービスサンバリー高陽	広島市安佐北区口田四丁目20番13号	1日型デイサービス

医療法人おきた内科クリニック	デイサービスサンバリー高陽	広島市安佐北区口田四丁目20番13号	短時間型デイサービス
社会福祉法人フェニックス	FlowSalon かんべ	広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-9号	1日型デイサービス
医療法人崇光会	山村整形デイサービスセンター	広島市佐伯区利松二丁目11番6号	1日型デイサービス
株式会社ツクイ	ツクイ広島五日市	広島市佐伯区五日市中央六丁目1番79-9号	1日型デイサービス
株式会社ニックス	ニックスケアデイサービスセンターみくまり	安芸郡府中町鶴江二丁目20番5号	1日型デイサービス

広島市告示第241号

平成29年5月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委任を受けた分任出納員
別紙のとおり。
- 委任した事務
(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 委任年月日
平成29年4月1日
- 委任期間
平成29年4月1日から同年5月18日まで
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	サテライト宇部	市川 龍一	H29. 4. 1～ H29. 5. 18
競輪事務局	サテライト徳島	秋田 佐知子	
競輪事務局	サテライト安田	武市 知之	
競輪事務局	松山競輪場	松花 光雄	
競輪事務局	名古屋競輪場	千賀 博通	
競輪事務局	岐阜競輪場	田中 和弘	
競輪事務局	サテライト宮崎	平山 憲	
競輪事務局	佐世保競輪場	前田 知章	

広島市告示第242号

平成29年5月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部委任を次

のとおり解除したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 解除を受けた分任出納員
別紙のとおり。
- 2 解除した事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 解除年月日
平成29年3月31日
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	解除年月日
競輪事務局	サテライト宇部	酒井 孝子	H29. 3. 31
競輪事務局	サテライト徳島	森 広樹	H29. 3. 31
競輪事務局	サテライト安田	武田 昌史	H29. 3. 31
競輪事務局	松山競輪場	堀内 清弘	H29. 3. 31
競輪事務局	名古屋競輪場	児玉 英希	H29. 3. 31
競輪事務局	岐阜競輪場	加藤 一義	H29. 3. 31
競輪事務局	サテライト宮崎	松尾 博文	H29. 3. 31
競輪事務局	佐世保競輪場	松本 浩二	H29. 3. 31

広島市告示第243号

平成29年5月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員
別紙のとおり。
- 2 委任した事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成29年4月17日
- 4 委任期間
平成29年4月17日から同年7月21日まで
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	サテライト新潟	水澤 正一	H29. 4. 17～
競輪事務局	サテライト会津	石黒 和子	H29. 7. 21
競輪事務局	サテライトしおさい鹿島	海老原 孝之	

競輪事務局	サテライト中越	瀧 研一
競輪事務局	サテライト水戸	網代 政巳
競輪事務局	サテライト双葉	今村 昌俊
競輪事務局	サテライト船橋	齋藤 寛之
競輪事務局	サテライト鴨川	井上 馨
競輪事務局	サテライト市原	湯沢 秀臣
競輪事務局	千葉競輪場	鴻崎 豊宏
競輪事務局	ラ・ビスタ新橋	曾我 訓久
競輪事務局	サテライト横浜	木暮 慎二
競輪事務局	豊橋競輪場	柘植 靖仁
競輪事務局	富山競輪場	草別 富夫
競輪事務局	松阪競輪場	松葉 智子
競輪事務局	奈良競輪場	増田 勝彦
競輪事務局	京都向日町競輪場	高野 秀雄
競輪事務局	和歌山競輪場	松下 裕和
競輪事務局	別府競輪場	上田 亨
競輪事務局	熊本競輪場	山浦 英樹
競輪事務局	サテライト阿久根	中山 博照

広島市告示第244号

平成29年5月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。
- 2 委任する事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成29年5月19日
- 4 委任期間
平成29年5月19日から同年7月21日まで
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	玉野競輪場	山下 浩二	H29. 5. 19～
競輪事務局	防府競輪場	熊谷 俊二	H29. 7. 21
競輪事務局	サテライト宇部	市川 龍一	
競輪事務局	高松競輪場	楠 康弘	
競輪事務局	小松島競輪場	壽満 靖司	
競輪事務局	サテライト徳島	秋田 佐知子	
競輪事務局	高知競輪場	森岡 眞秋	
競輪事務局	サテライト南国	木村 祐介	
競輪事務局	サテライト安田	武市 知之	

競輪事務局	松山競輪場	松花 光雄
競輪事務局	サテライトこまつ	大原 文博
競輪事務局	サテライト西予	田中 傑計
競輪事務局	名古屋競輪場	千賀 博通
競輪事務局	岐阜競輪場	田中 和弘
競輪事務局	大垣競輪場	高橋 武
競輪事務局	サテライト大阪	吉野 博

広島市告示第245号

平成29年5月9日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の区画を別紙のとおり廃止します。

広島市長 松井 一 實

（別紙）

廃止する市営住宅附設駐車場（平成29年5月15日廃止）

名称	所在地	地域	構造	区画番号	月額使用料
戸坂桜が丘第三アパート附設駐車場	東区戸坂桜西町	乙	軽区画 平面	19号	5,170円

広島市告示第246号

平成29年5月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第248号

平成29年5月10日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和55年広島市規則第31号）第4条第1項の規定に基づき、下水道事業受益者申告書の提出期限は、平成29年6月9日とします。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第249号

平成29年5月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部食品保健課出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委任を受けた分任出納員
別紙のとおり
- 委任した事務
健康福祉局保健部（広島市保健所）の分室において取り扱う次に掲げる事務
 - 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納
 - 広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納
 - 広島市化製場等に関する条例（昭和59年広島市条例第44号）第3条に規定する手数料の収納
 - 食品衛生責任者資格者証の実費の収納
- 委任年月日
平成29年4月1日
- 委任期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
（別紙）

設置場所	職名	氏名
健康福祉局保健部東区分室	生活衛生専門員	榊田 猛司
健康福祉局保健部南区分室	技師（シニア）	佐伯 幸三
健康福祉局保健部西区分室	技師（シニア）	小槌 英二
健康福祉局保健部安佐南区分室	生活衛生専門員	岩田 敬二
健康福祉局保健部安佐北区分室	技師（シニア）	木下 研視
健康福祉局保健部安芸区分室	生活衛生専門員	新本 晴信
健康福祉局保健部佐伯区分室	技師（シニア）	伊藤 文明

広島市告示第250号

平成29年5月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 供用を開始する年月日
平成29年5月20日
- 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
（別紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	

汚水を排除	東区	福田五丁目、中山中町及び山根町の各一部	分流
	安佐南区	相田六丁目及び長東三丁目の各一部	
	安佐北区	三入二丁目及び安佐町大字久地の各一部	
	佐伯区	坪井一丁目及び湯来町大字和田の各一部	

広島市告示第251号

平成29年5月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成29年5月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	福田五丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	相田六丁目及び長東三丁目の各一部	
安佐北区	三入二丁目及び安佐町大字久地の各一部	
佐伯区	坪井一丁目の一部	
東区	中山中町及び山根町の各一部	位置：広島市南区内洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
佐伯区	湯来町大字和田の一部	位置：広島市佐伯区湯来町大字和田293 名称：広島市和田水資源再生センター

広島市告示第252号

平成29年5月19日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年5月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字秋山の一部	須沢農業集落排水処理施設

広島市告示第253号

平成29年5月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成28年12月28日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) 楠木町複合商業施設(北エリア)
 - (2) 所在地 広島市西区楠木町三丁目1番7ほか
- 2 提出された意見の概要

- (1) 市道西1区115号線のエブリイ店舗への入店経路及び入口の廃止の要望

店舗利用者へ向けて、入店経路として積極的に案内はしないということにはなっていたが、案内する入店経路（市道西1区御幸橋三篠線）は、確実に渋滞が予測される。

そのため、渋滞を避けようと市道西1区115号線へ進入する車の増加が見込まれ、歩行者には大変危険である。

それに加え、市道西1区御幸橋三篠線の対向車はかなりのスピードを出すため、それを避けようとして、かなりのスピードで市道西1区115号線へ進入することが予想される。

市道西1区115号線は歩道がない通学路で、近くには保育施設が多く、なおかつ一方通行の道路である。

利用者の車の増加により、猛スピードで進入する車と歩行者の接触事故の多発、逆走車の増加が予想される。

このことにより、市道西1区115号線の入店経路及び入口の廃止を要望する。

なお、現在はエブリイの配送トラックは通行可となっているが、同様の理由と騒音の増加のため、配送トラックも通行禁止を要望する。

配送トラックは、市道西1区三篠橋大芝線からの市道西1区114号線への進入で問題が解決と思われる。

- (2) 市道西1区115号線の雨水マス等の整備の要望

雨水の流れる側溝にも関わらず、市道西1区115号線の雨水マスに下水の臭いのするものがある。

西区役所維持管理課への相談後、業者にマスの底をコンクリートで埋め直してもらったが、施工業者からは、「(仮称)楠木町複合商業施設の辺りから、臭いのある水が排水路を流れてくると思われる。」とのこと。

- ・ 雨水マスの整備

- ・ 道路下の排水路の整備
- ・ 道路のひび割れが多数あり、車の走行時の騒音発生があるため、市道西1区115号線の道路の整備以上、3点を合わせて要望する。

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成29年5月19日から同年6月19日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

~~~~~

**広島市告示第254号**  
平成29年5月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成28年12月28日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）楠木町複合商業施設（南エリア）
- (2) 所在地 広島市西区楠木町三丁目11番1ほか

2 提出された意見の概要

- (1) 市道西1区115号線のエプリー店舗への入店経路及び入口の廃止の要望

店舗利用者へ向けて、入店経路として積極的に案内はしないということにはなっていたが、案内する入店経路（市道西1区御幸橋三篠線）は、確実に渋滞が予測される。

そのため、渋滞を避けようと市道西1区115号線へ進入する車の増加が見込まれ、歩行者には大変危険である。

それに加え、市道西1区御幸橋三篠線の対向車はかなりのスピードを出すため、それを避けようとして、かなりのスピードで市道西1区115号線へ進入することが予想される。

市道西1区115号線は歩道がない通学路で、近くには保育施設が多く、なおかつ一方通行の道路である。

利用者の車の増加により、猛スピードで進入する車と歩行者の接触事故の多発、逆走車の増加が予想される。

このことにより、市道西1区115号線の入店経路及び入口の廃止を要望する。

なお、現在はエプリーの配送トラックは通行可となっているが、同様の理由と騒音の増加のため、配送トラックも通行禁止を要望する。

配送トラックは、市道西1区三篠橋大芝線からの市道西1区114号線への進入で問題が解決されると思われる。

- (2) 市道西1区115号線の雨水マス等の整備の要望

雨水の流れる側溝にも関わらず、市道西1区115号線の雨水マスに下水の臭いのするものがある。

西区役所維持管理課への相談後、業者にマスの底をコンクリートで埋め直してもらったが、施工業者からは、「（仮称）楠木町複合商業施設の辺りから、臭いのある水が排水路を流れてくると思われる。」とのこと。

- ・ 雨水マスの整備
- ・ 道路下の排水路の整備
- ・ 道路のひび割れが多数あり、車の走行時の騒音発生があるため、市道西1区115号線の道路の整備以上、3点を合わせて要望する。

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所市民部政調課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成29年5月19日から同年6月19日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

~~~~~

広島市告示第255号
平成29年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、平成29年度の被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 所得割 100分の7.96
- 2 被保険者均等割 24,711円
- 3 世帯別平等割
条例第10条第1項第3号アに掲げる額 27,174円
条例第10条第1項第3号イに掲げる額 13,587円
条例第10条第1項第3号ウに掲げる額 20,381円

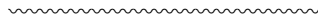
~~~~~

**広島市告示第256号**  
平成29年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条の6の5第1項の規定に基づき、平成29年度の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 所得割 100分の2.35
- 2 被保険者均等割 7,545円
- 3 世帯別平等割
- 条例第10条の6の5第1項第3号アに掲げる額 8,297円
- 条例第10条の6の5第1項第3号イに掲げる額 4,149円
- 条例第10条の6の5第1項第3号ウに掲げる額 6,223円



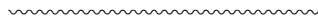
広島市告示第257号

平成29年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条の10第1項の規定に基づき、平成29年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 所得割 100分の2.24
- 2 被保険者均等割 8,612円
- 3 世帯別平等割 6,741円



広島市告示第258号

平成29年5月19日

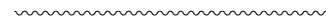
広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する平成29年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項において準用する条例第10条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第1項第1号アに掲げる額 17,298円
- 2 条例第14条第1項第1号イに掲げる額
- 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 19,022円
- 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 9,511円
- 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 14,267円
- 3 条例第14条第1項第2号アに掲げる額 12,356円
- 4 条例第14条第1項第2号イに掲げる額
- 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 13,587円
- 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 6,794円
- 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額

10,191円

- 5 条例第14条第1項第3号アに掲げる額 4,943円
- 6 条例第14条第1項第3号イに掲げる額
- 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 5,435円
- 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 2,718円
- 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 4,077円



広島市告示第259号

平成29年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第3項において準用する同条第1項に規定する平成29年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条第3項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の6の5第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 5,282円
- 2 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額
- 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 5,808円
- 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 2,905円
- 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 4,357円
- 3 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 3,773円
- 4 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額
- 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 4,149円
- 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 2,075円
- 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 3,112円
- 5 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 1,509円
- 6 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額
- 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 1,660円
- 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 830円
- 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額

る額 1,245円

広島市告示第260号

平成29年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第4項において準用する同条第1項に規定する平成29年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条第4項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の10第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 6,029円
2 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額 4,719円
3 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 4,306円
4 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額 3,371円
5 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 1,723円
6 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額 1,349円

広島市告示第261号

平成29年5月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 (仮称)西風新都プロジェクト
(2) 所在地 広島市佐伯区石内東四丁目500番12ほか
2 大規模小売店舗を設置する者
イオンモール株式会社
代表取締役 吉田 昭夫
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
3 大規模小売店舗において小売業を行う者

Table with 3 columns: 小売業者 (Retailer), 代表者 (Representative), 住所 (Address). Row 1: イオンリテール株式会社, 代表取締役社長 岡崎 双一, 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1. Row 2: その他未定, -, -.

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年3月1日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
43,500平方メートル
6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 2,700台
(2) 駐輪場の収容台数 1,218台
(3) 荷さばき施設の面積 754平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 254立方メートル
7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前7時
イ 閉店時刻 午後12時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午前0時30分まで
(3) 駐車場の自動車の出入口の数 10か所
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 午前0時から午後12時まで(24時間)
イ 午前6時から午後10時まで
8 届出年月日
平成29年5月12日
9 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部市政調整課
10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
平成29年5月22日から同年9月22日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
11 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
12 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 平成29年9月22日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第262号

平成29年5月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                     | 所在地                    | 指定年月日     | 指定有効期限     |
|------------------------|------------------------|-----------|------------|
| 医療法人杉本会<br>杉本眼科医院      | 広島市中区大手町三丁目13-14       | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 医療法人社団ヤマナ会 さくらMRIクリニック | 広島市中区鞆町13-4広島マツダビル地下1F | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 関野歯科クリニック              | 広島市中区千田町一丁目4-17井沢ビル    | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 有限会社 アレス薬局             | 広島市中区東白島町6-1           | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| （有）竹田薬局                | 広島市中区立町2-6             | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| あすか薬局 鞆町店              | 広島市中区鞆町5-25-104        | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 太田川病院                  | 広島市東区戸坂千足一丁目21-25      | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 耳鼻咽喉科佐藤クリニック           | 広島市東区牛田早稲田一丁目3-26      | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| おかはた小児科クリニック           | 広島市南区段原南一丁目1-22        | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| まつお歯科クリニック             | 広島市南区翠二丁目9-222F        | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| （有）かんだ調剤薬局             | 広島市南区宇品神田三丁目6-31       | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| オール薬局 翠町店              | 広島市南区翠三丁目6-4           | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 博美医院                   | 広島市西区観音本町一丁目7-26       | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 医療法人社団光仁会 フェニックスクリニック  | 広島市西区観音町7-29-106       | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 山本歯科医院                 | 広島市西区井口一丁目1-1Fビル2F     | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 数佐内科胃腸科                | 広島市安佐南区山本四丁目26-23      | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |

|                    |                            |           |            |
|--------------------|----------------------------|-----------|------------|
| 医療法人あかね会 大町土谷クリニック | 広島市安佐南区大町東二丁目8-35          | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 斉藤内科医院             | 広島市安佐南区大塚西四丁目8-31          | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| いずみ心療内科クリニック       | 広島市安佐南区西原六丁目8-4グレイスコート西原1階 | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| ナカス薬局              | 広島市安佐南区中須一丁目16-5           | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| ヒカリ薬局              | 広島市安佐南区上安六丁目24-15          | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 純薬（株）川内アゼリア薬局      | 広島市安佐南区川内五丁目15-8           | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 浅岡内科小児科医院          | 広島市安佐北区真亀三丁目3-12           | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 可部市頭眼科             | 広島市安佐北区亀山九丁目12-40          | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 村尾皮膚科クリニック         | 広島市安芸区中野三丁目9-6             | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 医療法人 たけだ内科循環器クリニック | 広島市佐伯区五日市中央七丁目8-5          | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 舛田内科・消化器科          | 広島市佐伯区五日市中央五丁目8-17         | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| こどい内科クリニック         | 広島市佐伯区八幡東二丁目28-54          | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |

広島市告示第263号

平成29年5月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称           | 所在地             | 指定年月日     | 指定有効期限     |
|--------------|-----------------|-----------|------------|
| 守屋耳鼻咽喉科診療所   | 広島市中区鞆町7-14     | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 松本医院         | 広島市中区東平塚町9-9    | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 大田クリニック 整形外科 | 広島市中区富士見町4-27   | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 唐井アイクリニック    | 広島市中区紙屋町一丁目1-17 | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |

|                |                   |           |            |
|----------------|-------------------|-----------|------------|
| ひで歯科医院         | 広島市中区西平塚町4-10     | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 金のすず歯科         | 広島市中区大手町五丁目7-3    | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 中岡医院           | 広島市東区矢賀新町四丁目1-28  | 平成29年5月7日 | 平成35年4月30日 |
| 横殿放射線科         | 広島市南区猿猴橋町6-31     | 平成29年5月1日 | 平成35年5月6日  |
| まえた内科呼吸器科      | 広島市南区翠三丁目6-4      | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 吉光歯科医院         | 広島市南区宇品御幸四丁目10-10 | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 小野内科循環器科医院     | 広島市西区中広町二丁目28-10  | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| えもり内科クリニック     | 広島市西区庚午南二丁目35-23  | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| のぞみ歯科医院        | 広島市西区草津東1-7-5     | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 古市クリニック        | 広島市安佐南区古市一丁目30-25 | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 大崎クリニック        | 広島市安佐南区安東二丁目10-2  | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| せせらぎ内科ホームクリニック | 広島市安佐南区川内五丁目15-7  | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 杉原内科クリニック      | 広島市安佐南区山本一丁目9-26  | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| ましの皮ふ科クリニック    | 広島市安佐南区東原一丁目1-2   | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 西村歯科医院         | 広島市安佐南区西原九丁目19-24 | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 原田歯科医院         | 広島市安佐南区緑井六丁目9-1   | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 下永歯科医院         | 広島市安佐北区可部三丁目37-40 | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 川本歯科医院         | 広島市佐伯区利松一丁目8-51   | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |

広島市告示第264号

平成29年5月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称            | 所在地                       | 指定年月日     | 指定有効期限     |
|---------------|---------------------------|-----------|------------|
| 津田内科小児科医院     | 広島市中区昭和町11-26             | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |
| ひらやま眼科        | 広島市中区白島北町3-20             | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |
| はせがわファミリー歯科   | 広島市中区江波二本松二丁目5-13         | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 医療法人センターはる歯科  | 広島市中区紙屋町二丁目2-25 4F        | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |
| 鎌田歯科クリニック     | 広島市中区舟入南一丁目4-61           | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |
| 伊達医院          | 広島市東区温品七丁目12-26           | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |
| そらいろ薬局 旭店     | 広島市南区旭一丁目19-26 ヴィラ旭1階     | 平成29年5月1日 | 平成35年4月30日 |
| 広島大腸肛門クリニック   | 広島市西区庚午南一丁目35-21          | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |
| 山崎整形外科内科クリニック | 広島市安佐南区毘沙門台一丁目5-23        | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |
| まつき歯科医院       | 広島市安佐北区安佐町大字飯室字源太屋敷1570-1 | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |
| あーちゃん漢方薬局     | 広島市安佐北区可部南一丁目2-6          | 平成29年4月1日 | 平成35年3月31日 |

広島市告示第265号

平成29年5月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第266号

平成29年5月23日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市東区山根町字大内越の50番31の一部、50番32

の一部、50番33の一部、50番42の一部、50番43の一部、50番75、50番76、50番84、50番85及び50番108

2 開発面積

7,529.30㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区上幟町10番21号  
M・R e A株式会社  
代表取締役 宮本 公孝

4 検査済証交付年月日

平成29年5月23日

広島市告示第267号

平成29年5月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた分任出納員

井口連絡所  
臨時職員 澁川 弘美

2 委任した事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から同年6月30日まで

広島市告示第268号

平成29年5月30日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

記

| 名称                | 行政区 | 所在地           | 適応災害 |
|-------------------|-----|---------------|------|
| 広島市立湯来東小学校        | 佐伯区 | 湯来町大字麦谷1803-1 | 土砂災害 |
| 広島市立佐伯区図書館湯来河野閲覧室 | 佐伯区 | 湯来町大字和田353-1  | 土砂災害 |

広島市長 松井 一 實

広島市告示第269号

平成29年5月30日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、第49条の6第2項の規定に基づき下記のとおり告示します。

記

| 名称        | 行政区  | 所在地           | 取り消した適応災害  |
|-----------|------|---------------|------------|
| 広島市東浄児童館  | 東区   | 戸坂新町三丁目1-4    | 土砂災害       |
| 八木集会所     | 安佐南区 | 八木八丁目18-38    | 高潮、洪水      |
| 広島市八木児童館  | 安佐南区 | 八木九丁目20-19    | 洪水         |
| 広島市立八木幼稚園 | 安佐南区 | 八木九丁目17-2     | 洪水         |
| 広島市立緑井幼稚園 | 安佐南区 | 緑井四丁目31-2     | 高潮、洪水      |
| 高南保育園     | 安佐北区 | 白木町大字秋山2273-1 | 高潮、洪水      |
| 広島市深川児童館  | 安佐北区 | 深川五丁目12-2     | 洪水         |
| 広島市高陽公民館  | 安佐北区 | 深川五丁目13-12    | 洪水         |
| 大林保育園     | 安佐北区 | 大林四丁目15-18    | 土砂災害       |
| 広島市船越児童館  | 安芸区  | 船越四丁目28-3     | 土砂災害、高潮、洪水 |

広島市長 松井 一 實

広島市告示第270号

平成29年5月30日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称        | 所在地                    | 廃止年月日      |
|-----------|------------------------|------------|
| めいほう薬局    | 広島市中区西十日市町2-11-102     | 平成29年4月17日 |
| 伊達医院      | 広島市東区温品七丁目12-26        | 平成29年4月1日  |
| むらた眼科     | 広島市安佐南区西原八丁目1-15-202   | 平成29年4月1日  |
| すぎたクリニック  | 広島市安佐南区祇園三丁目5-11       | 平成29年4月30日 |
| 寺部漢方薬局    | 広島市安佐北区可部南一丁目2-6       | 平成29年4月1日  |
| いつかいち駅前内科 | 広島市佐伯区五日市駅前一丁目5-18-401 | 平成29年4月30日 |



広島市告示第271号  
平成29年5月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者<br>名称           | 事業所                 |                          | 廃止年月日      | サービスの種類            |
|---------------------|---------------------|--------------------------|------------|--------------------|
|                     | 名称                  | 所在地                      |            |                    |
| 有限会社中国ケアサービス        | 有限会社中国ケアサービス訪問介護事業所 | 広島市南区比治山本町5番32号          | 平成29年5月31日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護     |
| 有限会社トータルケアサービス      | ヘルパーステーションふれんど      | 広島市西区高須台五丁目8番5号          | 平成29年5月31日 | 訪問介護               |
| 有限会社クラン・コーポレーション    | ケアサービスこいし           | 広島市西区三篠町二丁目12番13号        | 平成29年5月31日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護     |
| 有限会社ウチクガ設計          | ヘルパーステーションこころ       | 広島市佐伯区五日市中央五丁目10番24-201号 | 平成29年5月31日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護     |
| 株式会社ウェルフェア・サイエンス・ラボ | 訪問介護事業所クブナケア        | 広島市佐伯区八幡四丁目5番15号         | 平成29年5月31日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護     |
| 社会福祉法人かつぎ会          | 谷和の里訪問入浴介護事業所       | 広島市安佐北区可部町綾ヶ谷字谷和2175     | 平成29年5月31日 | 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護 |
| 株式会社LAT             | 街かどデイ花もよう           | 広島市西区庚午北二丁目4番6号          | 平成29年5月31日 | 通所介護               |
| 株式会社ウェルフェア・サイエンス・ラボ | デイサービスクブナケア井口       | 広島市西区井口五丁目7番2号           | 平成29年5月31日 | 通所介護及び介護予防通所介護     |
| 株式会社ウェルフェア・サイエンス・ラボ | デイサービスクブナケア已斐       | 広島市西区已斐中三丁目39番25号        | 平成29年5月31日 | 介護予防通所介護           |

|             |                   |                    |            |                        |
|-------------|-------------------|--------------------|------------|------------------------|
| 医療法人ほり整形外科  | デイサービスあい          | 広島市西区草津新町二丁目6番10号  | 平成29年5月31日 | 介護予防通所介護               |
| 医療法人信愛会     | デイサービスとも          | 広島市安佐南区伴東八丁目17番5号  | 平成29年5月31日 | 介護予防通所介護               |
| 富士メディカル株式会社 | メリィショートステイ可部      | 広島市安佐北区可部一丁目16番15号 | 平成29年5月31日 | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 |
| 医療法人純心会     | ショートステイセンターレールサイド | 広島市安芸区矢野西四丁目30番18号 | 平成29年5月31日 | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 |

広島市告示第272号

平成29年5月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者<br>名称    | 事業所                   |                              | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|--------------|-----------------------|------------------------------|------------|---------|
|              | 名称                    | 所在地                          |            |         |
| 株式会社大地       | ケアプランオフィス虹の橋          | 広島市東区矢賀新町五丁目9番24号第2矢賀ハイム205号 | 平成29年5月31日 | 居宅介護支援  |
| 有限会社中国ケアサービス | 有限会社中国ケアサービス居宅介護支援事業所 | 広島市南区比治山本町5番32号              | 平成29年5月31日 | 居宅介護支援  |
| 有限会社コスモケア    | コスモケア居宅介護支援事業所        | 広島市西区大宮一丁目22番12-2号           | 平成29年5月31日 | 居宅介護支援  |

広島市告示第273号

平成29年5月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者<br>名称 | 事業所 |     | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-----------|-----|-----|-------|---------|
|           | 名称  | 所在地 |       |         |

|                     |               |                   |            |           |
|---------------------|---------------|-------------------|------------|-----------|
| 株式会社ウェルフェア・サイエンス・ラボ | デイサービスクブナケア已斐 | 広島市西区已斐中三丁目39番25号 | 平成29年5月31日 | 地域密着型通所介護 |
| 医療法人ほり整形外科          | デイサービスあい      | 広島市西区草津新町二丁目6番10号 | 平成29年5月31日 | 地域密着型通所介護 |

~~~~~  
広島市告示第274号

平成29年5月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社フロムワン	さやか訪問介護サービス	広島市中区住吉町6番6号カーサ住吉1F	平成29年5月31日	訪問介護サービス
株式会社不二ビルサービス	ヘルパーステーションふじ白鳥	広島市中区東白鳥町6番11号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
有限会社ゆうサービス	ゆう介護サービス	広島市中区十日市町二丁目2番34-303号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
有限会社YW	愛ヘルパーステーション	広島市東区牛田南一丁目4番2号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
有限会社中国ケアサービス	有限会社中国ケアサービス訪問介護事業所	広島市南区比治山本町5番32号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
ポストプラザ株式会社	あいわ訪問介護ステーション	広島市西区観音本町二丁目11番15号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
有限会社クラン・コーポレーション	ケアサービスこい	広島市西区三篠町二丁目12番13号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
有限会社コスモケアサポート	コスモケア訪問介護事業所	広島市西区大宮一丁目22番12-2号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
株式会社トリプルA	ヘルパーステーションここあ	広島市西区都町9番3号ハイツ達川1F	平成29年5月31日	訪問介護サービス

医療法人信愛会	医療介護センター	広島市安佐南区伴東五丁目8番24号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
有限会社すばる	すばる訪問介護事業所	広島市安佐南区緑井六丁目34番31号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
株式会社下エル	ファミリー祇園ヘルパーステーション	広島市安佐南区祇園二丁目5番15号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
医療法人あすか	ヘルパーステーションあすか大町	広島市安佐南区中須一丁目26番12号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
株式会社広の島	ヘルパーステーション古の市	広島市安佐南区古市三丁目5番3号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
有限会社ウチクガ設計	ヘルパーステーションこころ	広島市佐伯区五日市中央五丁目10番24-201号	平成29年5月31日	訪問介護サービス
株式会社ニックス	ニックスデイサービスセンター東	広島市東区尾長東二丁目6番6号	平成29年5月31日	1日型デイサービス
T&TWAMサポート株式会社	ここからキャンパス	広島市西区已斐上四丁目2番38号	平成29年5月31日	1日型デイサービス
医療法人ほり整形外科	デイサービスあい	広島市西区草津新町二丁目6番10号	平成29年5月31日	1日型デイサービス
医療法人社団花水木会	デイサービスセンターすずはり	広島市安佐北区安佐町大字鈴張中尾5004番9	平成29年5月31日	1日型デイサービス

~~~~~  
**広島市告示(中区)第104号**

平成29年5月2日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第105号

平成29年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第106号**

平成29年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(中区)第107号

平成29年5月2日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第108号**

平成29年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(中区)第109号

平成29年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第110号**

平成29年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(中区)第111号

平成29年5月8日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第112号**

平成29年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(中区)第113号

平成29年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第114号**

平成29年5月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(中区)第115号

平成29年5月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第116号**

平成29年5月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第117号

平成29年5月15日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第118号**

平成29年5月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第119号

平成29年5月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第120号

平成29年5月23日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第121号**

平成29年5月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第122号

平成29年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第123号**

平成29年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第124号

平成29年5月25日

新白鳥駅B及び東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第125号**

平成29年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(中区)第126号

平成29年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第127号**

平成29年5月25日

大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
広島市告示(中区)第128号

平成29年5月26日

袋町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第129号**

平成29年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(中区)第130号

平成29年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第131号**

平成29年5月26日

大手町、富士見第2及び基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
広島市告示(中区)第132号

平成29年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第133号**

平成29年5月26日

江波広電車庫前第2自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第134号

平成29年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第40号

平成29年4月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第41号

平成29年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第42号

平成29年5月10日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年8月20日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した観音原自治会について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所  
白石 英夫 広島市東区福田三丁目3番17号を  
岡平 裕次 広島市東区福田三丁目14番8号に変更する。
- 2 事務所の所在地の変更  
広島市東区福田三丁目3番17号を  
広島市東区福田三丁目14番8号に変更する。

広島市告示(東区)第43号

平成29年5月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成29年5月11日
- 3 道路の位置 広島市東区戸坂大上四丁目の326番8の一部
- 4 幅員 4.22メートル
- 5 延長 13.74メートル

広島市告示(東区)第44号

平成29年5月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第45号

平成29年5月17日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年7月8日付けで、不動産又は、不動産に関する権利を保有する団体として認可した中山中組町内会について、下記のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所  
大橋 雅之 広島市東区中山中町18番20号を  
大原 正紀 広島市東区中山中町20番28号に変更する。
- 2 事務所の所在地  
広島市東区中山中町18番20号を  
広島市東区中山中町13番25号に変更する。

広島市告示(東区)第46号

平成29年5月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第47号

平成29年5月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年5月22日
- 3 道路の位置 広島市東区上温品三丁目1855番4, 1855番5の一部及び1856番1の一部
- 4 幅員 4.5メートル
- 5 延長 37.5メートル

広島市告示(東区)第49号

平成29年5月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第62号

平成29年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第63号

平成29年5月2日

広島駅南口第五駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第64号

平成29年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第65号

平成29年5月9日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分日出納員  
南区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)  
日直員 矢野 秀樹 係長 藤川 薫  
日直員 八倉 淑恵 主査 森下 直明  
日直員 星島 環 主事 田中 知文  
日直員 渡辺 美幸 主事 仲野 真由美  
主事 古川 実穂

- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日  
平成29年4月1日
- 4 委任期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(南区)第66号

平成29年5月9日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分日出納員  
南区役所市民部区政調整課(青崎連絡所)  
主任 信部 佳代子 主事(シニア) 山木戸 忠義  
主任 岩本 登志子 主事 酒井 祐介  
課長補佐 倉橋 成之 主事 大野木 博之  
主幹 梶山 英治 主事 小田 康二  
主査 谷川 芳樹  
主査 村上 美智子

- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第1号、第3号、第9号、第10号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(南区)第67号

平成29年5月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第68号

平成29年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第69号

平成29年5月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第70号

平成29年5月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第71号

平成29年5月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第72号

平成29年5月24日

稲荷町駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第73号

平成29年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第74号

平成29年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第75号

平成29年5月26日

青崎駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第76号

平成29年5月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第77号

平成29年5月30日

広島駅南口第三駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。



広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(西区)第37号

平成29年5月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第38号

平成29年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第39号

平成29年5月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第40号

平成29年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第41号

平成29年5月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第42号

平成29年5月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更し、廃止します。

その関係図面は、平成29年5月18日から同年6月1日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 |    | 路線名等      | 所在(起点及び終点)                   |
|----|----|-----------|------------------------------|
| 新  | 里道 | 西5区58号里道  | 井口二丁目983番地先から井口二丁目982番3地先まで  |
| 旧  | 里道 | 西5区58号里道  | 井口二丁目983番地先から井口二丁目975番4地先まで  |
| 新  | 里道 | 西5区148号里道 | 井口二丁目975番1地先から井口二丁目975番4地先まで |
| 旧  | 里道 | 西5区58号里道  | 井口二丁目983番地先から井口二丁目975番4地先まで  |
| 廃止 | 里道 | 西5区58号里道  | 井口二丁目982番3地先から井口二丁目975番3地先まで |

広島市告示(西区)第43号

平成29年5月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第44号

平成29年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第45号

平成29年5月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第54号

平成29年5月1日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年4月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第55号

平成29年5月8日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第1項の規定に基づき、平成21年8月4日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上中調子町内会(旧代表者 中川 喜郎)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所
氏名 中村 茂敏
住所 広島市安佐南区川内四丁目3番16号
2 事務所
広島市安佐南区川内四丁目3番16号

広島市告示(安佐南区)第56号

平成29年5月10日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
2 指定年月日 平成29年5月10日
3 路線名 都市計画道路3・3・702号 長束八木線
4 道路の位置 起点:広島市安佐南区八木三丁目5874-1地先
終点:広島市安佐南区八木三丁目5856-1地先
5 道路延長 120.00メートル
6 道路幅員 本線 9.70~22.50メートル
側道 5.20~9.02メートル

広島市告示(安佐南区)第57号

平成29年5月12日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第1項の規定に基づき、平成5年12月10日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した葵之社団地町内会

(旧代表者 田中 純子)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所
氏名 高崎 昌司
住所 広島市安佐南区長楽寺一丁目47番7号
2 事務所
広島市安佐南区長楽寺一丁目47番7号

広島市告示(安佐南区)第58号

平成29年5月15日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年5月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第58-2号

平成29年5月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年5月18日から同年6月1日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 区分, 路線名等, 所在(起点及び終点). Row 1: 水路, K3-E1-み-4-6-14号水路の一部, 安佐南区緑井四丁目3435番から安佐南区緑井四丁目3435番地先まで

広島市告示(安佐南区)第59号

平成29年5月22日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年5月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第60号

平成29年5月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年5月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区相田二丁目の328番の一部、329番の一部、330番の一部及び329番地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 76.70メートル

広島市告示（安佐南区）第61号

平成29年5月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成29年5月30日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長東西一丁目2072番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.22メートル  
延長 17.27メートル

広島市告示（安佐南区）第62号

平成29年5月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年5月30日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長東西一丁目の167番の一部、2072番1の一部、2073番の一部及び2073番地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.22メートル  
延長 19.15メートル

広島市告示（安佐南区）第63号

平成29年5月31日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年5月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示しま

す。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第37号

平成29年5月9日

道路法（昭和27年法律第180号）による事業計画のある次の道路を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路と指定しました。

この関係書類は、安佐北区役所農林建設部建築課にて一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年5月9日
- 3 路線名 一般県道宇津可部線
- 4 指定区間 (起点) 安佐北区亀山二丁目638番1地先  
(終点) 安佐北区亀山二丁目993番6地先
- 5 幅員 11.6m～12.6m
- 6 延長 264m

広島市告示（安佐北区）第38号

平成29年5月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年5月25日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区口田南二丁目2000番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.30メートル  
延長 12.42メートル

広島市告示（安佐北区）第39号

平成29年5月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）による事業計画のある次の道路を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路と指定しました。

この関係書類は、安佐北区役所農林建設部建築課にて一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号

- 2 指定年月日 平成29年5月29日
- 3 路線名 3・5・785号 可部大毛寺線
- 4 指定区間 (起点) 安佐北区可部東四丁目571番4地先  
(終点) 安佐北区可部東四丁目613番13地先
- 5 幅員 12m
- 6 延長 70m

広島市告示(安佐北区)第40号

平成29年5月30日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第2項の規定に基づき、平成20年6月3日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した小越団地自治会(代表者 三吉高)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                            |
|------------|-----------------------------|------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区白木町大字小越19番地1         | 広島市安佐北区白木町大字小越51番地2          |
| 代表者の氏名及び住所 | 三吉 高<br>広島市安佐北区白木町大字小越19番地1 | 淀瀬 俊二<br>広島市安佐北区白木町大字小越51番地2 |

広島市告示(安佐北区)第41号

平成29年5月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第42号

平成29年5月31日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅東口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、安芸矢口駅駐輪場、玖村駅駐輪場及び上深川駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年5月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安芸区)第44号

平成29年5月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第45号

平成29年5月1日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、4月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第46号

平成29年5月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第47号

平成29年5月16日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、5月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第48号

平成29年5月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年5月22日
- 3 道路の位置 広島市安芸区上瀬野二丁目1277番1の一

部

- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 29.10メートル

広島市告示(安芸区)第49号

平成29年5月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第50号

平成29年5月29日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、5月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(佐伯区)第61号

平成29年5月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年5月1日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区八幡東二丁目の628番1の一部及び630番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 31.93メートル

広島市告示(佐伯区)第62号

平成29年5月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第63号

平成29年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第64号

平成29年5月2日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年5月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第65号

平成29年5月2日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成27年9月4日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した五月が丘連合町内会(代表者 田中 敏彦)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

変更があった事項及び内容

- 1 代表者氏名及び住所 鮎川 洋  
広島市佐伯区五月が丘四丁目18番14号
- 2 変更の年月日 平成29年5月1日

広島市告示(佐伯区)第66号

平成29年5月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第67号

平成29年5月11日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年5月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第68号

平成29年5月15日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年4月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第69号

平成29年5月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第70号

平成29年5月17日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年5月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第71号

平成29年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第72号

平成29年5月26日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年5月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第73号

平成29年5月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第74号

平成29年5月30日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年5月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

区告示

広島市中区告示第4号

平成29年5月11日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市中区長 隅田 一成

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 26-03

広島市東区告示第4号

平成29年5月31日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市東区長 松出由美

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 19-54

広島市佐伯区告示第3号

平成29年5月15日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市佐伯区長 建部賢次

記

| 氏名               | 住民票の住所          | 職権処理の内容 |
|------------------|-----------------|---------|
| NAKAHARA YATSUKO | 佐伯区三宅五丁目283番地10 | 消除      |

公告

公告

平成29年5月10日

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 土地地区画整理事業の名称  
広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地地区画整理事業
- 施行者の名称  
広島市
- 事務所の所在地  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所
- 事業計画の決定年月日  
平成14年12月6日
- 事業計画変更の年月日  
平成29年5月10日
- 事業の施行期間

平成14年12月6日から平成36年3月31日まで（清算期間5か年を含む）

7 施行地区

広島市南区堀越一丁目、東青崎町、青崎一丁目及び青崎二丁目の各一部

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第3号

平成29年5月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 中村信介

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第3号

平成29年5月23日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 前川秀雅

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第3号

平成29年5月17日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市西区選挙管理委員会

委員長 船木孝和

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第3号

平成29年5月17日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第4号

平成29年5月17日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項の規定により、平成28年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

### 教育委員会告示

広島市教育委員会告示第9号

平成29年5月17日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

- 1 日時 平成29年5月24日（水） 午後1時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【公開予定議題】

- (1) 平成29年度学校経営支援システムの実施について（報告）
- (2) 平成30年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案）
- (3) 平成30年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針について（議案）
- (4) 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案）

【非公開予定議題】

- (5) 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案）

正 誤

広島市報定期第1044号

（1ページ 欄内最上部）

（誤） 定期第1043号

（正） 定期第1044号